

協会けんぽNEWS

2024年
9月号

全国健康保険協会長野支部

職場内での回覧をお願いします

協会けんぽ2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入

保険料収入は2,577億円増加。
賃金の増加が主な要因。

支出

・保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
・高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算(見込み) | 医療分

(単位:億円)

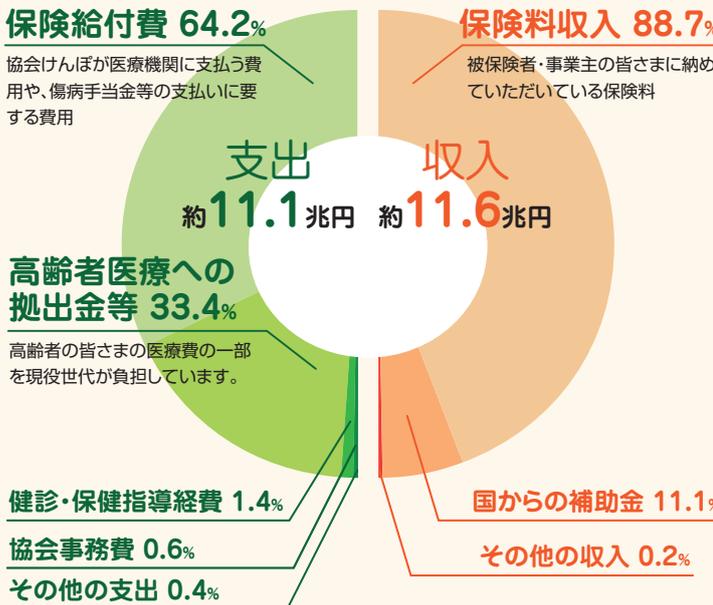
収入		金額	増減
保険料収入	102,998	(+2,577)	
国庫補助等	12,874	(+418)	
その他	233	(+16)	
計	116,104	(+3,011)	

支出		金額	増減
保険給付費	71,512	(+1,993)	
拠出金等	37,224	(+1,358)	
その他	2,705	(▲683)	
計	111,442	(+2,668)	

単年度収支差	4,662	(+343)
--------	-------	--------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

・団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。

※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円 → 2025年度:2兆5,300億円

・協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。

※ 保険給付費 2023年度:7兆1,512億円 → 2028年度:7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

2024(令和6)年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを
確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施します。被扶養者の方の現況確認だけでなく、保険給付の適正化や
加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な手続きとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。



対象 2024年4月1日において18歳以上の被扶養者

送付時期 2024年10月上旬～10月下旬 ※事業主様へ被扶養者状況リストを順次送付

提出期限 2024年11月29日(金)

※確認対象となる被扶養者がいない場合、当被扶養者状況リストはお送りいたしません。

提出書類

扶養から外れる方が“いる”場合

① 被扶養者状況リスト ② 被扶養者調査兼異動届 ③ 扶養から外れる方の保険証

② 被扶養者調査兼異動届

解除通知書の送付までに1～2ヶ月程度お時間をいただくことになります。お急ぎの場合は通常の被扶養者異動届を事業所管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。

③ 扶養から外れる方の保険証

右下にハサミを入れていただきご提出をお願いします。

扶養から外れる方が“いない”場合

① 被扶養者状況リスト ② *被扶養者現況申立書 ③ *状況に応じた確認書類

※下記AまたはBに該当する場合は、②被扶養者現況申立書と③確認書類を①被扶養者状況リストと併せてご提出ください。

A 被保険者と別居している被扶養者がいるとき

・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可)

B 海外に在住している被扶養者がいるとき

・海外特例要件に該当していることが確認できる書類

※詳細は、被扶養者状況リスト同封のご案内パンフレットをご参照ください。

【令和5年度実績】扶養解除者数 約7.1万人 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)※ 約10億円

※負担額は加入者総数で算出されますので、資格の無い被扶養者が減ることにより、負担額が軽減されます。

健康経営優良法人2025のご案内

「健康経営優良法人認定制度」とは、優良な健康経営に取り組む企業等を「見える化」するために、経済産業省が中心となって進めている認定制度です。健康経営優良法人に認定されることで「企業の社会的地位の向上」や「生産性の向上」が期待できます。

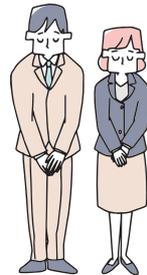
◎健康経営優良法人2025申請要項等

	大規模法人部門	中小規模法人部門
申請期間	2024年8月19日～2024年10月11日	2024年8月19日～2024年10月18日
認定申請料	税込88,000円/件	税込16,500円/件

「資格情報のお知らせ」を送付いたします

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)を事業所様もしくは個人様宛に令和6年9月25日に送付予定です。

事業所様に届きました「資格情報のお知らせ」につきましては、事業主様より従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



送付物
(イメージ)



お問い合わせは「026-238-1250」まで



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿
全国健康保険協会 長野支部
 協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう!

毎月10日に健康情報配信中! x10 登録はこちらから
 kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からのメールを受信できるよう設定してください

